特定地域づくり事業協同組合制度の概要

PR動画は
こちら→

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の**地域産業の担い手を確保する必要があるが**、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない

・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

取組内容

・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出

・組合で職員を雇用し事業者に派遣　（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対　　象　人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続　事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置　労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
  ※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- そ の 他　令和７年３月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
  （員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

